

令和4年

第1回大阪広域水道企業団議会
(2月定例会)

提出議案

(第1号議案～第6号議案)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第 3 号議案	令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件・・・・・・・・・・別冊
第 4 号議案	令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件・・・・・・・・別冊
第 5 号議案	令和 4 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件・・・・・・・・・・別冊
第 6 号議案	令和 4 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件・・・・・・・・別冊

第 1 号議案

大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道企業条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道企業条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道企業条例（平成 23 年大阪広域水道企業団条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(経営の基本)		(経営の基本)	
第 3 条 (略)		第 3 条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
(1) (略)		(1) (略)	
ア (略)		ア (略)	
給水対象	1 日最大給水量	給水対象	1 日最大給水量
堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市、島本町、能勢町及び大阪広域水道企業団	<u>1,540,000</u> 立方メートル	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市、島本町、能勢町及び大阪広域水道企業団	<u>1,710,000</u> 立方メートル
イ (略)		イ (略)	
(2) (略)		(2) (略)	

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 号議案

大阪広域水道企業団個人情報保護条例一部改正の件

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（ <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）</u> 第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（ <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u> 第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
イ (略)	イ (略)
(2)～(7) (略)	(2)～(7) (略)

(8) 国等 国、独立行政法人等（法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。

(8) 国等 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。